

**障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要
(令和4年法律第50号)**

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

基本理念(3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務(5条) ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条) ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)**(1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)**

- ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③関係者による「協議の場」の設置 など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)

- ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)

- ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ②事業者の取組への支援 など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)

- 国・地方公共団体について
- ①相談対応に当たっての配慮
 - ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進(15条)

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6) 調査研究の推進等(16条)

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

- 障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日: 令和4年5月25日

(4) 日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組

日本銀行券（いわゆる、お札）については、偽造抵抗力強化の観点に加え、ユニバーサルデザインの観点も踏まえて様式を新しくし、2024年度上期から発行を開始することとしている（<https://www.mof.go.jp/currency/bill/20190409.html>）。

財務省においては、これまで日本銀行や国立印刷局とともに、視覚に障害のある人が券種を区別しやすくなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査を行う等、様々な観点から検討を行ってきており、新しい日本銀行券には、この成果を反映し、触った時や見た時に券種の区別をしやすくする以下のような工夫を施すこととしている。

- ① 指の感触で券種の区別ができるマークを、現行券よりも触った時にわかりやすい形状に変更し、券種毎に異なる位置に配置。
- ② 肖像のすかしが入る「すき入れ」部分の形状に違いを設けて差別化した上で、券種毎に異なる位置に配置。
- ③ 表・裏両面のアラビア数字を大型化。
- ④ 高額券と千円券のホログラムの形状に違いを設けて差別化した上で、券種毎に異なる位置に配置。

■ 図表5-14 新しい日本銀行券のユニバーサルデザインの内容



注：図表中の番号は、本文中の番号に対応。
資料：財務省

4. コミュニケーション支援体制の充実

(1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣等による支援を行う意思疎通支援事業や、手話通訳者等の養成研修等が実施されている。

各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための手話通訳及びルビを付した字幕入りの映像の活用や手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思伝達を困難とする人たちと警察官とのコミュニケーションを円滑にするため、協力団体と共に開発し、提供を受けた「コミュニケーション支援ボード」を、全国の交番、パトカー等に配備し、活用している。

また、聴覚や発話に障害のある人とそれ以外の人をオペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で双方向につなぐ電話リレーサービスについては、これまでも民間企業や、公益財団法人日本財団及び厚生労働省の電話リレーサービスのモデルプロジェクトにおいて、提供されていたところであるが、2019年1月より、総務省及び厚生労働省において「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を開催し、公的インフラとしての電話リレーサービスの在り方について検討を行い、2019年12月に報告書を公表した。

その後、公共インフラとしての電話リレーサービスを実現するため、2020年通常国会において「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が成立し、2020年12月1日に施行され、同法の規定に基づき、2021年1月、総務大臣により「電話リレーサービス提供機関」及び「電話リレーサービス支援機関」が指定された。

2021年7月より、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた（一財）日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている。

電話リレーサービスの更なる普及促進を図るため、総務省は関係省庁と連携して周知広報を実施しているほか、電話リレーサービス提供機関が全国各地で実施する電話リレーサービスの講習会や利用登録会などに協力しており、2022年度末（令和4年度末）の利用登録者数は1万2,307人となっている。

図表5-15 電話リレーサービスの仕組み



資料：総務省